

第 9 8 回教育研究評議会議事要録

日 時 平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日 (月) 1 5 時 0 0 分開会 ~ 1 6 時 4 5 分閉会

場 所 本部 5 階大会議室

欠席者 井川理事, 並河評議員

陪席者 山崎監事

議事に先立ち, 第 9 7 回教育研究評議会の議事要録が承認された。

議題 1. 平成 2 5 年度学年暦 (出雲キャンパス) (案) について

肥後理事から資料に基づき, 1 2 月 5 日開催の医学部教授会で承認された出雲キャンパスの平成 2 5 年度学年暦 (案) について, 月曜日が祝日の場合の授業の振替実施日や大学祭及び出雲キャンパス学位授与式の実施日程について説明があった後, 審議の結果, 原案どおり承認された。

協議事項 1. グローバル人材育成について

協議事項 2. 地域社会体験プログラムについて

肥後理事から資料に基づき, 平成 2 5 年度から具現化する教育改革について, 現在教育開発センター運営委員会及び全学共通教育管理委員会を中心に検討を進めている国際化プログラム, 体験型特別プログラム, 副専攻プログラム及び学際的卒業研究の概要等の説明があった後, 次のとおり意見交換が行われた。

- ・副専攻プログラムについて, 全学共通教育の分野がプログラムの核となることは理解できるが, 本プログラムと専門教育プログラムをどのように連携させるか考える必要があるのではないかとの意見があり, 学長から, 平成 2 5 年度は, 全学共通教育の枠組み, 仕組みの中で実現性やニーズの高い分野からスタートさせるもので, 今後 1, 2 年かけてその成果を評価, 検証し, P R を図りながら広げていきたいとの説明があった。
- ・副専攻プログラムについて, 本学構成員への十分な周知と平成 2 5 年度新入生がプログラムの目的や内容を十分理解し, 選択できるような準備をお願いしたい。
- ・就業力育成プログラムについて, 現在各学部で行っているインターンシップとの関係について質問があり, 学長から本プログラムで掲げる就業体験は 1, 2 年次の社会体験的な就業体験と考えており, この体験を 3, 4 年次に各学部で行う専門就業体験へと繋げて欲しいとの説明があった。

また, 学長から, 今後留学生に対する日本語教育を強化すること及び留学生との混住や海外からの夏期研修生の宿泊先としての学生寮の活用について説明があり, 併せて, 本日説明のあった取組みについて, 学部等教授会で十分な説明を行い, 意見を出して欲しい旨依頼があった。

なお, 武田法文学部長から今回より新たに加わった協議事項の位置付けについて質問があり, 学長から教育研究評議会をより実質的な議論の場とし, 改革等の方向性を検討する段階から評議員の意見を伺うため設けるもので, 基本的に議決を必要としない事項を協議事項として今後も取り上げたい旨説明があった。

報告事項

報告事項 2. 塩飽理事から資料に基づき、第 2 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領の一部改正等について、学生収容定員の充足率に係る評価の取扱いが変更されること、また、平成 24 事業年度の業務実績報告書の「全体的な状況」及び「特記事項」への記載について、取組内容だけでなく、それによる成果や効果等の記載が必要になることの報告があった。

報告事項 3. 財務部長から、学内の執行抑制を 11 月 16 日付で解除し、この旨各予算責任者宛て通知したことについて報告があり、併せて、今後の計画的な執行について依頼があった。

報告事項 4. 財務部長から資料に基づき、今夏の節電の取組実績について報告があった。

また、今冬の節電目標を政府の要請に基づき使用最大電力の 1.5% 減とすることについて報告があり、今冬の節電への取組みについて協力依頼があった。

報告事項 5. その他

(1) 財務部長から、10 月 25 日から強化中の警備体制について、その後新たな不審者に関する情報がないこと及び警察のパトロールも通常体制に戻っていることから、警備の巡回回数を見直す旨報告があった。

(2) 財務部長から資料に基づき、松江市の要請により川津団地及び大輪団地へ指定避難場所を示す看板を設置すること及びその設置場所等について報告があった。

(3) 肥後理事から資料に基づき、平成 24 年 11 月末日現在の平成 25 年 3 月卒業・修了予定者の進路状況について報告があり、引き続き進路が確定していない学生への支援について協力依頼があった。

なお、大谷医学部長から、医学系研究科医科学専攻修士課程についても、修了後就職する学生がいることから、調査対象に加えて欲しいとの依頼があり、今後調査対象に加えることを確認した。

(4) 両角理事から資料に基づき、国家公務員退職手当法等の一部改正の概要並びに本改正に準じて本学でも退職手当を引き下げることについて説明があり、これに伴う本学職員退職手当規程の一部改正については、役員会及び経営協議会で原案を承認の上、現在過半数代表者及び職員組合との交渉を行っている旨報告があった。

(5) 塩飽理事から資料に基づき、文部科学省から送付のあった医学系のミッション再定義に関する「意見交換用素案」について説明があり、今後予定されている各分野のミッション再定義においても、これと同様に事項の絞り込みや強み・特色として掲げる事項の客観的な根拠を求められることが予想されるため、本資料を参考に該当学部等で準備を進めて欲しい旨依頼があった。